

## 第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関連)

良好な景観形成のために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について次のとおり基本方針を定めます。

- ・屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とし、できる限り集約化を行うよう努めます。
- ・のぼり旗等の簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、周辺環境や建築物と調和したものとしします。
- ・必要最小限の規模にとどめ、山並みや周辺の景観から突出した印象を与えないよう配慮します。
- ・建築物及び工作物に付随する場合は、当該建築物並びに工作物との調和を図ります。
- ・文化財をはじめとする歴史的資源や景観重要建造物や樹木等、景観形成上重要な施設などの隣接地では、当該施設が有するイメージを損なわないよう、色彩、形態の工夫をし、周辺との調和するデザインとするよう努めます。また、当該施設などへの眺望を乱さないよう設置位置にも配慮します。

現在、壱岐市では屋外広告物に関する規制に関する自主条例が無いため、「長崎県屋外広告物条例」の適用をしております。（現在の対象地区は、郷ノ浦都市計画区域内及び壱岐空港周辺のみ）

今後は、壱岐市独自の広告物規制の条例制定を目指し、取り組みを行っていきます。